コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則(平成21年10月20日付け21消安第6670号消費・安全 局長诵達) の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

2 こん包及びこん包場所

(1) 「略]

(2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとさ れている。

īF

ア 蒸熱処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部に は全て網が張られている等、チチュウカイミバエ、ミナミア メリカミバエ及びニシインドミバエ(以下「ミバエ類」とい う。)の侵入を防止するための設備があること。

イ・ウ「略〕

- 4 検査及び消毒の実施の確認
- (1) 「略]
- (2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次によ り、原則として1年に1回以上コロンビア植物防疫機関が行う 検査記録を確認し、検査が的確に行われていることを確認する ものとする。

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上について、検疫有害 動植物、特にミバエ類がないことを確認すること。

- イ コロンビア植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、 検査において検疫有害動植物、特にミバエ類がなかったこと を確認すること。
- (3) (1) の確認の結果、消毒が的確に実施されていないと判断 されたとき又は(2)の確認の結果、ミバエ類が発見されたと きは、その原因についてコロンビア植物防疫機関と共同して調 査し、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するもの とされている。
- 6 輸入検査
- $(1) \sim (3)$  「略]

2 こん包及びこん包場所

現

- (1) 「略]
- (2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとさ れている。

ア 蒸熱処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部に はすべて網が張られている等、チチュウカイミバエの侵入を 防止するための設備があること。

イ・ウ「略〕

- 4 検査及び消毒の実施の確認
- (1) 「略]
- (2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次によ り、原則として1年に1回以上コロンビア植物防疫機関が行う 検査記録を確認し、検査が的確に行われていることを確認する ものとする。

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上について、検疫有害 動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること

- イ コロンビア植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、 検査において検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがな かったことを確認すること。
- (3) (1) の確認の結果、消毒が的確に実施されていないと判断 されたとき又は(2)の確認の結果、チチュウカイミバエが発 見されたときは、その原因についてコロンビア植物防疫機関と 共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停 止するものとされている。
- 6 輸入検査
- $(1) \sim (3)$  「略]
- (4) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合は、次の措置を講 (4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次 ┃

ずるものとする。

- ア 当該生果実を所有し、又は管理する<u>者</u>に対し、<u>ミバエ類</u>が 発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。
- イ <u>ミバエ類</u>が付着した原因についてコロンビア植物防疫機関 と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検 査を中止すること。
- の措置を講ずるものとする。
- ア 当該生果実を所有し、又は管理する<u>もの</u>に対し、<u>チチュウカイミバエ</u>が発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。
- イ <u>チチュウカイミバエ</u>が付着した原因についてコロンビア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。